

奈良県告示第百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、窪田土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和二年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	馬場 清	生駒郡安堵町大字窪田五七〇
〃	勝田 光男	〃 一四一
〃	吉井 誠一	〃 五〇〇―四
〃	森中 茂	〃 一六一
〃	山嶋 健司	〃 二三八
〃	馬場 孝司	〃 二五七―二
〃	木谷 泰雄	〃 五二一―一
〃	斧田 康雄	〃 四一四―一
〃	堀口 幸二	〃 五七八―一
〃	磯部 隆一	〃 一一四
監事	中川 高志	〃 一〇六
〃	松河 伸卓	〃 一一〇〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	馬場 清	生駒郡安堵町大字窪田五七〇
〃	山嶋 健司	〃 二三八
〃	吉井 誠一	〃 五〇〇―四
〃	松田 光明	〃 一六五
〃	奥西 隆男	〃 三五
〃	斧田 仁志	〃 三五〇
〃	堀口 幸二	〃 五七八―一
監事	中川 高志	〃 一〇六
〃	松河 伸卓	〃 一一〇〇